

・必要であれば、町が実施すべきか民間が実施すべきか

・町が実施すべきであれば、手法に見直しや改善の必要性はないか

の視点から、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルによる見直しをします。

また、「町税収入の確保」等、11項目を行政改革の重点項目として取り組みます。

地域を支える産業の振興

まちづくりを進めるうえで、行財政改革だけでは町の活力が失われる可能性があります。そこで、第一次産業の振興など、4項目を掲げて取り組みます。

1. 第一次産業の振興
2. 商工業の振興
3. 観光の振興
4. 深地層研究計画の推進

まちづくり推進のための取り組み

幌延町のまちづくりに、自治の主役である町民、町民の信託を受けた町議会及び町との間で、将来にわたって共有すべき考え方や自治を実現していく仕組みが必要との認識から、『幌延町まちづくり基本条例』を制定しています。また、町民、町議会及び町

合いながらまちづくりに参加・協力し、それぞれの役割を果たす協働のまちづくりをすすめるため、その手続を定めた『幌延町まちづくり町民参加条例』も、基本条例と同じく平成21年4月1日より施行しています。

『幌延町まちづくり基本条例』は、幌延町の最高規範であり、この条例により示された「まちづくりの基本方針」に沿って、まちづくりをすすめてまいりま

す。項目としては、「町民との協働の推進」、「安全安心なまちづくり」、「人と自然との共生のまちづくり」、「子育てと人づくりの推進」、「地域情報化の推進」、「定住自立圏構想の推進」の6項目です。

最後に、町では町民参加のまちづくりを推進するため、まちづくりの明確なイメージを共有し、全町民共通の行動規範となる「幌延町民憲章」を平成22年12月

幌延町民憲章

わたしたちは、悠久の大河天塩川と広大な平野、豊かな森林に恵まれ、北の大自然と共に生きる幌延の町民です。

北緯45度の厳しい風雪に耐えて、郷土の礎を築いた先人たちの労苦に感謝するとともに、その意思を受け継ぎ、この町に生きることに誇りと喜びをもって、未来につながまちをつくるために、この町民憲章を定めます。

- 1 共に支え合い、未来に
夢をもち、住みよい
協働のまちをつくります
- 1 働くことに誇りをもち、
地域資源を活かした、
活力あるまちをつくります
- 1 生命(いのち)を尊び、
人を愛し、笑顔あふれる
まちをつくります
- 1 心身を鍛え、文化の
香り高い、いきがいと希望に
満ちたまちをつくります
- 1 自然の恵みに感謝し、
美しい自然環境を守り、
人に優しいまちをつくります

20日に制定しました。「幌延町まちづくり基本条例」と共に、その精神を活かしたまちづくりを進めてまいりますので、町民皆さんの積極的な参加とご協力をお願いいたします。

※「新・自律プラン」とその実施計画は、町ホームページに掲載しているほか、役場総務課、問寒別出張所に備えてありますので、ご覧いただけますようお願いいたします。

また、希望がありましたら、出前講座でも対応しています。5名以上のグループでお申し込みください。

総務課総務グループ
電話 5・1111
告知端末 5・8811

